

紙上労働相談

「派遣・契約社員も簡単に解雇できない」

（質問）私は、派遣期間6か月の派遣社員として働き始めて3ヶ月が過ぎました。先日、突然派遣元から、「派遣先から労働者契約を打ち切られたので解雇します」と言われました。派遣社員という立場では、このようなことも受け入れざるを得ないのでし
ようか。

（回答）派遣労働者に対する解雇は、雇用主である派遣元が行う行為ですが、派遣労働者だからいつでも自由に解雇できるというものではありません。常用型の派遣労働者を解雇使用とする場合は、労働基準法に定められた解雇の手続きを行う必要があります。登録型の派遣労働者を解雇しようとする場合でも、雇用期間が2ヶ月を超えた契約であれば、同様の手続きが必要となります。また派遣労働者であっても、解雇するには「客観的に合理的な理由」が必要であり、そのような理由が認められない解雇は、解雇権の濫用として無効になります。